

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 125 号 2
令和6年（2024年）12月25日

株式会社津久井企画
代表取締役 津久井 宏 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 6-17 号
土地利用類型 の 名 称	観光型住商複合地
景 観 地 区	<input checked="" type="checkbox"/> 内（北鎌倉景観地区） <input type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 （地名地番）	鎌倉市山ノ内385番1、385番2、385番3、385番4
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内（ <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区） <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・低層を中心とした観光対応の商業施設と住宅が混在している。・これらを取り巻く緑や点在する社寺等が鎌倉らしさを演出し、多くの観光客が訪れる、賑わいのある商業地であるが、一方では歩道が狭いなどの問題を抱える地域でもある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の基調色は景観計画に適合している。・通りに対してゆとり空間が確保されている。・敷地内は適切に緑化されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	